

接続約款変更届出書

平成 31 年 1 月 25 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめ ばん ごう  
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 けいでいーでいーあいかぶしきがいしや  
K D D I 株式会社

代表取締役社長 たかはし まさ  
高橋 誠

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 3 号

連絡先 渉外部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 実施期日 | 平成 31 年 2 月 1 日 |
|------|-----------------|

接続約款変更届出書

平成 31 年 1 月 25 日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は し まつやまいっちょうめ ばん ごう  
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきがいしゃ  
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 湯浅 英

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 71 号

連絡先 運用管理部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 実施期日 | 平成 31 年 2 月 1 日 |
|------|-----------------|

## 電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>第 6 章 責務</p> <p>第 1 節 責務</p> <p>第 50 条～第 52 条の 2 (略)</p> <p><u>(相互接続通信の管理方針)</u></p> <p><u>第 52 条の 3 当社は、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続にあたり、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。</u></p> <p><u>(1) 協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと</u></p> <p><u>(2) 当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと</u></p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>附則 (平成 31 年 1 月 25 日 K D D I 移企調第 1833 号及び O C T 技第 18-151 号)<br/>(実施時期)</p> <p>1 この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。</p> | <p>第 6 章 責務</p> <p>第 1 節 責務</p> <p>第 50 条～第 52 条の 2 (略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> |